

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償及び旅費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会理事等報酬及び費用弁償、旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 雫石町社会福祉協議会会長には、勤務形態に応じて別表1のとおり報酬を支給する。

2 前項の報酬は、就任の日から退任の日まで支給する。ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任にかかる月分の報酬は、支給しない。

(費用弁償等)

第3条 理事、監事及び評議員並びにその他規程により設置された委員会等の委員が、その職務のため、会議に出席したときは、費用弁償を別表2のとおり支給する。

2 ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を越える場合には、旅費規程に基づき旅費を支払うことができる。この場合別表2の費用弁償は行わない。

3 雫石町の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、費用弁償等は支給しないものとする。

(旅 費)

第4条 本会の役員等の旅費は、下記のとおり支給する。

(1) 会議等出張旅費、交通費については、「事務局職員旅費規程」を準用する。

(2) 特別な理由により前1号により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	役 職	報酬の額
社会福祉協議会	会 長	年額 128,000円

別表2（第3条）

区 分	役 職	報酬の額
社会福祉協議会	理 事	日額 4,000円
	監 事	日額 4,000円
	評議員	日額 4,000円
評議員選任・解任委員会	委 員	日額 4,000円
福祉総合相談所	相談員	日額 4,000円
ボランティア活動センター 運営協議会	委 員	日額 4,000円
その他委員会	委 員	日額 4,000円